

「二十歳のつどい」で活躍するスタッフを募集

「二十歳のつどい」(旧・成人式)のアトラクションを企画し、式典当日の運営をサポートするスタッフを募集します。仲間同士で参加して、イベントを盛り上げましょう。

対象 平成15年4月2日〜平成16年4月1日に生まれた方で、令和6年1月8日(月・祝)に行う「二十歳のつどい」に出席する方

申込み・問合せ 6月30日(金)までに、

電話、メールまたは直接、生涯学習推進課(プリモホールゆとりぎ内)
☎570-0707

(受付時間:午前9時〜午後5時。祝日を除く月曜日休館)

✉s706000@city.hamura.tokyo.jp

※メールの場合は、件名を「二十歳のつどいスタッフ応募」、

本文に「住所、氏名、生年月日、連絡先、出身中学校」を記入してください。



令和5年二十歳のつどいスタッフの皆さん▼



はい!

こちら消費生活センター

脱毛エステについての相談が増えています!

問合せ 消費生活センター ☎641

契約当事者は10〜20歳代が多く、最近男性からの相談も増えています。

【事例】

2年前、脱毛エステを40万円で契約し、クレジットカードで一括払いした。通っていた店舗が閉鎖になり、遠方の店舗に行くしなくなつたが、予約が取れない。解約して未施術分を返金して欲しい。

【回答】

最近エステサロンの倒産や店舗の閉鎖などが増えています。右のようなケースは、まずはサロンのお客様相談窓口に連絡してみましょう。中途解約できる場合があります。また、クレジットカード会社にも相談してみましょう。

【トラブル防止のポイント】

◎「お試し施術」など低価格の広告をうのみにしない
低価格の広告を見て店舗に行くと、お試し施術だけを受けるつもりが施術後にしつこく勧誘されたり、広告の施術は効果が低いと別の高額な

コースに勧誘されるケースが目立ちます。気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。
◎強引に契約を迫られてもきっぱりと断る

「今日だけ割引」などと急かされたり、お金がないと言つてもクレジットカード契約など分割払いを勧められるケースが見受けられます。金額やコース内容に不安がある場合はきっぱりと断りましょう。

◎契約は慎重に検討する

脱毛エステの場合、長期間にわたる契約を結ぶことが多いですが、脱毛機器が肌に合わず痛みや副作用があったり、事前の説明と異なり予約が取れなかったり、業者が倒産するなど、解約しなければならぬ状況が想定されます。リスクを考慮して慎重に契約しましょう。

不安に思った時、トラブルがあった時は早めに消費生活センターに相談してください。



YouTube



Instagram



Facebook



Twitter



市公式 PR サイト



市公式サイト

